

## 市場抜取試験に関する細則

## (目的)

第 1 条 本細則は、自主基準制度運用委員会規約に規定する市場抜取試験に関して必要な事項を定める。

## (市場抜取試験の対象とする機器の選定)

第 2 条 自主基準運用委員会(以下“委員会”という)は、自主基準登録が行われた機器の中から市場抜取試験の対象とする機器(以下“対象機器”という)を選定することができる。

## (対象機器の抜取方法)

第 3 条 対象機器の抜取は、次のうち1つ以上の方法で行う。

- ・ 委員会が販売店等において買上げる。
- ・ 委員会が対象機器の登録申請者(以下“登録者”という)から量産品を借り上げる。

## (対象機器登録者の同意)

第 4 条 委員会は、第2条にもとづいて対象機器を選定した場合、対象機器の登録者に対し、対象機器に選定された事を通知する。通知された登録者は次の事項について同意することとし、通知日の翌日から14日以内に同意書を提出しなくてはならない。

- ・ 対象機器を提供すること。
- ・ 試験に必要な機材及び技術資料を提供すること。
- ・ 登録申請時の試験成績書を提供すること。
- ・ 試験機関との機器の運搬費用を負担すること。
- ・ 市場抜取試験に関わる費用等を負担すること。
- ・ 試験終了後、提供した対象機器、および試験に必要な機材、技術資料、試験成績書を引取ること。

## (試験機関への委託)

第 5 条 委員会は、あらかじめ市場抜取試験を委託すべき複数の試験機関と契約し、個々の対象機器ごとに試験を委託する試験機関を選定して委託する。

## (試験の方法)

第 6 条 委員会は試験の実施細則に規定する試験方法に基づいて市場抜取試験を実施する。そのとき委員会は、市場抜取試験を合理的に進めるため、必要に応じ試験実施項目や条件を指定することができる。

## (試験の公平性保持)

第 7 条 試験の公平性を保つため、試験機関での試験に登録者の立会いは原則認めないこととする。また、試験機関において指定機器の動作条件などに疑義が生じた場合は登録者と試験機関の間で協議することができるが、試験結果や判定については協議に類する行為を一切行なってはならない。

(守秘義務)

第 8 条 委員会は、試験機関に対し、試験結果及び市場抜取試験のために提供された資料の内容について他に漏らさないよう求める。

(試験結果の通知)

第 9 条 委員会は、試験機関に対し、試験終了後すみやかに試験データをもって試験結果を報告するよう求める。その際、委員会は、試験機関から報告された試験結果について疑義を生じた場合は、試験機関に対し、調査等を求める。

(試験結果の取扱)

第 10 条 委員会は、試験機関から報告された試験結果を登録者に通知する。また委員会は、登録者が試験結果について異議を唱えた場合、必要により試験機関に対し説明を求め、登録者に伝達する。

(再試験の依頼)

第 11 条 試験結果が不合格であると通知を受けた登録者は、判定結果に不服がある場合、通知を受けた日の翌日から30日以内に、不服とした根拠を書面により委員会に申し出ることにより再試験を依頼することが出来る。

(再試験の実施)

第 12 条 委員会は、登録者から再試験の依頼があった場合、登録者が提出した根拠資料の内容により再試験の可否を決定する。当該機器の再試験は原則として第5条において委員会が選定した試験機関で行う。

(登録の抹消)

第 13 条 委員会は、以下の場合に対象機器の自主基準登録を抹消することができる。

- ・ 登録者が、第4条で定めた期間内に正当な理由なく同意書を提出しなかった場合
- ・ 第10条に基づく試験結果が不合格であると通知を受けた登録者が、第11条に基づいた再試験を要求しない場合
- ・ 第12条における再試験の結果が合格でなかった場合

(対象機器等の返却)

第 14 条 委員会は、試験終了後の対象機器や、試験機関が試験に必要なものとして提供を求めた機材ならびに技術資料を登録者に返却するが、試験不合格と判定された場合には、返却を保留できる。

(この細則に定めのない事項の取扱い等)

第 15 条 市場抜取試験の実施に関する範囲内において、この細則に定めのない事項の取扱い及びこの細則の定めにしたがって実施することが困難な場合の取扱いについては、委員会において決定する。

<図1>

～ 市場抜取試験および判定の流れ ～

